

本保国（運）第 1 号
平成26年 9月12日

本庄市長 吉田 信解 様

本庄市国民健康保険運営協議会
会 長 柿沼 光男



本庄市国民健康保険税等の適正化について（答申）

平成26年5月14日付け 本保発第22号にて諮問のありました下記事項
について、慎重に審議した結果、別添のとおり答申いたします。

記

諮問事項

本庄市国民健康保険事業における国民健康保険税等の適正化について

答 申 書

本庄市国民健康保険運営協議会は、平成26年5月14日に市長から諮問を受けた本庄市国民健康保険税等の適正化について、さまざまな角度から慎重に検討を重ねてきた。

本庄市国民健康保険特別会計は、平成23年度と25年度の2度の税率改定により財政状況が大幅に改善され、健全化に向けて赤字の解消が進んできているが、その一方で本市の国民健康保険の税率は埼玉県の市町村の中で高い水準となっている。

また、国民健康保険の運営は、平成30年を目途に市町村から都道府県へ移行することで、現在、財政運営・給付・賦課・徴収・保健事業等の役割分担について国と地方の協議が進められている。

このような状況のもと、本市の国民健康保険税等の適正化については国民健康保険の都道府県化による法律・制度改正の成立まで待ち、その改正内容を踏まえ本庄市国民健康保険の税率改定を実施することが望ましいと考え、本協議会は国民健康保険税等の適正化について下記のとおり答申する。

記

1. 保険税の適正化

(1) 保険税率の改定について

国民健康保険税の税率改定は、国民健康保険の都道府県化に伴う保険制度改正を見定める必要があり、国民健康保険の都道府県化に伴う法律・制度の改正の成立を待ち、その改正内容を踏まえ本庄市国民健康保険の税率改定を実施することが望ましい。

(2) 保険税の賦課限度額について

保険税の賦課限度額を地方税法施行令の改正に基づき、次のとおりそれぞれ引き上げ、合わせて81万円とされたい。

区 分	基礎（医療分） 賦課限度額	後期高齢者支援 金賦課限度額	介護納付金 賦課限度額
現 行（平成25年度）	51万円	14万円	12万円
改定案（平成27年度）	51万円	16万円	14万円

(3) 実施時期

平成27年4月1日とする。

2. 付帯意見

- (1) 被保険者の健康増進と生活習慣病予防のため、特定健康診査・特定保健指導や予防検診助成事業の他、被保険者の健康意識を高める保健事業の実施を図り、被保険者の健康寿命の延伸による長期的な視点に立った保険給付費の抑制に努められたい。
- (2) ジェネリック医薬品の差額通知、医療費通知の改善や重複受診・頻回受診の指導等の充実強化を図り、保険給付費の抑制に努められたい。
- (3) 診療報酬明細書の点検や第三者行為の求償事務等の充実強化を図り、保険給付の適正化に努めるとともに、資格適用の適正化に努められたい。
- (4) 保険税収入は国民健康保険財政の根幹をなすものである。受益と負担の公平性や安定した財政運営の確保のため、滞納発生の未然防止や滞納者へのきめ細かい収納対策を講じ、収納率の向上に積極的に努められたい。
- (5) 国民健康保険の運営を市町村から都道府県に移行することに伴う法律・制度の改正内容について積極的に把握に努め、都道府県化に向けて早めに準備に取り組まれたい。
- (6) 被保険者が、混乱を招かぬよう、広報紙やホームページ等で賦課限度額の改定内容を分かりやすく説明し、制度周知の徹底を図られたい。